

第 36 回 参議院契約監視委員会 定例会議議事概要

開催日	平成 30 年 11 月 16 日		
場所	参議院第二別館東棟 東 401 会議室		
出席委員氏名	委員長	木下 哲 (公認会計士)	
	委員	関口 智 (立教大学経済学部 教授)	
審査対象期間	平成 29 年 7 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日		
抽出案件	5 件		
一般競争入札	3 件	契約件名	本会議・委員会開会表示設備制御装置その他改修工事
		契約相手方	富士通フロンテック株式会社
		契約金額	5,832,000 円
		契約締結日	平成 29 年 9 月 19 日
		契約件名	議員登院表示設備中央制御装置その他改修工事
		契約相手方	日本電気株式会社
		契約金額	3,682,800 円
		契約締結日	平成 29 年 10 月 24 日
		契約件名	緊急地震速報システム一式購入及び保守
		契約相手方	明星電気株式会社
		契約金額	12,201,840 円
		契約締結日	平成 30 年 1 月 12 日
指名競争入札	1 件	契約件名	清水谷議員宿舎建具その他改修工事
		契約相手方	株式会社高橋工務店
		契約金額	26,133,000 円
		契約締結日	平成 29 年 8 月 17 日
随意契約	1 件	契約件名	議会業務システムの仮想化移行役務
		契約相手方	富士通株式会社
		契約金額	10,353,744 円
		契約締結日	平成 29 年 10 月 24 日
委員からの意見	意見・質問	回 答	

・質問、それに対する回答等	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	(対象契約は妥当なものと認められた。)	

意見・質問	回答
<p><b>1. 報告事項</b></p> <p>黒川会計課長より、審議対象事案について次の報告があった。</p> <p>(1) 入札及び契約方式別の状況について</p> <p>(2) 1者応札・1者応募の状況及び聴取調査について</p> <p>営繕課及び電気施設課分に5件、会計課分に6件の該当があった。</p> <p>(3) 指名停止の運用状況について</p> <p>大成建設株式会社外3社に該当があった。</p> <p>(4) 談合状況への対応状況について</p> <p>該当がなかった。</p> <p><b>2. 抽出結果の報告</b></p> <p>本日欠席となった抽出委員の藤田委員より、抽出結果の報告について木下委員長に委任するとの申し出があったため、同委員長より審議対象期間に締結した63件の契約のうち、一般競争入札から3件、指名競争入札から1件、随意契約から1件、それぞれ抽出した旨報告があった。</p> <p>また、各事案の抽出理由について、次のとおり説明があった。</p> <p><b>【抽出事案】</b></p> <p><b>A. 本会議・委員会開会表示設備制御装置その他改修工事</b> 一般競争入札方式（最低価格） [工事]</p> <p><b>B. 議員登院表示設備中央制御装置その他改修工事</b> 一般競争入札方式（最低価格） [工事]</p> <p><b>C. 清水谷議員宿舎建具その他改修工事</b> 指名競争入札方式（最低価格） [工事]</p> <p><b>D. 緊急地震速報システム一式購入及び保守</b> 一般競争入札方式（最低価格） [購入]</p>	

**E. 議会業務システムの仮想化移行役務  
随意契約方式（公募）〔役務〕**

事案A及びBは、業務の特殊性がないにもかかわらず1者応札・1者応募であること及びいずれの工事においても競争参加資格要件に工夫の余地があることに着目し、「1者応札・1者応募の対応策」等についてそれぞれ検討する。

事案Cは、当初の一般競争入札が二度にわたり不調となり、三度目は指名競争入札に付したこと、低入札価格調査の対象であること及び第35回参議院契約監視委員会において実地視察した事案であることに着目し、「指名競争に至るまでの経緯及び指名の手続」等について検討する。

事案Dは、新たに購入したシステムであること及び複数年度契約であり、次年度以降には随意契約となることに着目し、「複数年度前提の契約」等について検討する。

事案Eは、公募としたものの、結果として随意契約となった事案であること、当該業者から購入した機械設備のシステムに係る事案であること及び次年度以降の契約への影響に着目し、「新規参入の可能性」等について検討する。

**3. 抽出事案の審議**

**A. 本会議・委員会開会表示設備制御装置その他改修工事**

一般競争入札方式（最低価格）〔工事〕

**B. 議員登院表示設備中央制御装置その他改修工事**

一般競争入札方式（最低価格）〔工事〕

- ① 1者応札・1者応募への対応策について説明されたい。

工事の発注時期については、配置技術者の確保が期待できる年度初めに発注できるよう努力したい。本事案は第二・四半期以降の発注であったため、応札を辞退した事業者もあった。今後は可能な限り前年度に概算要求を行い、予算措置を行った上で第一・四半期の発注に向けて取り組んでいきたい。

<p>② 本2事案はいずれも改修工事となっているが、元々、これらの装置を設置した事業者と今回の改修工事を請け負った事業者は同じなのか。</p> <p>③ 結果として本2事案はいずれも1者応札となった。他者の入札が期待できなかった契約なのか。</p> <p>④ 1者応札の対応策として資格要件の緩和を挙げられているが、どのような効果が期待できるか。</p> <p>⑤ 資格要件を緩和した場合、質の担保に影響はないのか。</p> <p>⑥ 工事の発注時期の改善について、本2事案についてはそもそも発注時期を動かすことができた事案なのか。</p>	<p>このほかに、技術者の確保に向けた取組として、事業者向けの発注見通しの掲載方法を改善した。これまで四半期ごとに参議院ホームページに掲載していたが、平成30年度から、年度当初の4月1日に発注規模と併せて年間見通しを掲載し、年度途中で追加の工事案件があれば、各四半期ごとに掲載することとした。</p> <p>資格要件については、過去の類似発注案件の入札参加者数を把握しながら、技術力を担保できる最低限の要件まで緩和したいと考えている。</p> <p>そのとおりである。</p> <p>他者が参入する余地はあったと考えている。実際に興味を示し資料を取りに来た事業者もあったが、最終的に応札に至らなかった。</p> <p>工事内容自体に特殊性はないが、結果として当初の装置を設置した業者が落札したと認識している。</p> <p>実際に応札があるかについては断言できないが、業務に特殊性はないと認識しており、現状よりも資格要件を少しでも広げたいという趣旨である。</p> <p>必要な技術に関する記述を明確にすれば、質の担保は可能だと考える。</p> <p>本2事案はいずれも平成29年6月に天皇の退位に関する特例法の成立に伴い改修の必要が生じ、平成30年末までに改修を完了させなければならなかった。また、特例法</p>
--	---

<p><b>C. 清水谷議員宿舎建具その他改修工事</b> 指名競争入札方式（最低価格） [工事]</p> <p>① 指名競争入札に付した理由について説明されたい。</p> <p>② 3回目は、等級を拡大した経緯を説明されたい。</p> <p>③ 本事案の契約相手方はD等級であるが、履行能力の確認のための調査を行ったのか。</p>	<p>が成立した時期は、平成30年度の概算要求の取りまとめを行っていたが、本2事案の経費を要求に組み込むことは難しいと判断し、平成29年度内に工事を発注して完成させることとした。そのため、発注時期を工夫する余地は少なかった。</p> <p>一般競争入札が二度にわたり不調となった。本件は国土交通省が発注する清水谷議員宿舎の建て替え工事よりも前に完了させる必要があり、そのスケジュールの関係上、3回目は事務手続に1か月強を要する一般競争入札ではなく、指名競争入札に付すこととした。また、落札の可能性が高まるように、指名する競争参加資格の等級を「A又はB」から「A、B、C又はD」へ拡大した。</p> <p>指名競争入札に係る参加資格の等級及び候補者の数は、工事の予定価格の範囲により内規で規定されている。</p> <p>それまでの応札状況を鑑みて、当初のA又はBのみでは十分な競争性を確保できないこと、また、本院の工事を請け負った実績がある者はいずれも本事案を履行する能力があるとの判断から、指名する候補者の数も増やし、該当の候補者を全て指名した。</p> <p>本事案は、低価格入札となったため調査を行った。低入札価格調査では、入札価格の内訳等を確認した。予定価格と乖離があった養生や清掃等は、下請けに出さず自社で行い、建具の樹脂サッシを信頼のある協力会社から低価格で入手できるということだった。更に、契約相手方の加工場が距離的に本院に近く、地理的に経費を抑えることが可能とのことであり、特に問題ないと判断した。</p>
--	--

**D. 緊急地震速報システム一式購入及び保守  
一般競争入札方式（最低価格）〔購入〕**

① 機器一式の調達と保守の調達を一括して行っているが、予定価格の積算方法について説明されたい。

入札における事前提出書類として見積書の提出を求めており、応札に参加する意思のある事業者から提出された見積書を参考としている。

本事案の予定価格は、①システム一式購入及び②保守の合算で成り立っている。本システムを調達した場合、設置後5年は同システムを運用するため、初年度分の保守費用のみを計上したのでは実態に則しているとは言えず、ライフサイクルを考慮した上で5年間分の保守費を含めることとした。

② 応札した2者以外に、事業者は存在するのか。

実際にこの2者以外にも仕様書を取りに来た事業者が更に2者いた。応札に参加した明星電気（株）と（株）富士通マーケティングによる寡占市場ということではない。

③ もっと早い段階で調達の情報をより広く公開していれば、応札してくる事業者もほかにあったのではないか。

新しい緊急地震速報システムに対応した製品が出そろった時期が平成29年秋以降であったと認識している。

落札した明星電気（株）は平成20年に参議院が緊急地震速報システムを導入した際にそれを請け負った会社であり、本院で履行実績がある。応札した（株）富士通マーケティングも本事案とは異なる案件で本院と取引実績があることから、そうした側面からすれば、もう少し公告期間を長く確保すれば新規参入が見込まれたかもしれないとは考える。

④ 本事案のように機器の購入と保守の5年間分を併せて調達する方法は、国の会計法等の制度上、問題はないのか。

次年度以降の保守契約を締結するものではなく、飽くまで予定である。会計検査院や財務省からも、保守を5年間行う前提で調達することについて、特段の指摘は受けていない。

<p>⑤ 保守については、契約金額は次年度以降も同額とし、期間に関しては延ばす余地を残しているという理解でよいか。</p>	<p>そのとおりである。 一般的に機器の保守は、1年目、2年目と経過することにより経費も変化し、契約相手方に利益が生じるものと考えられるが、その点も見込んで5年分の価格を応札しているものと考えている。</p>
<p><b>E. 議会業務システムの仮想化移行役務 随意契約方式（公募）〔役務〕</b></p>	
<p>① 今回の公募の趣旨について、説明されたい。</p>	<p>本事案については、基本的にシステムを運用している現行事業者以外は移行作業を行えないという想定の下で調達準備をした。しかし、その確証を得られないため、他に本業務を履行できる者の有無を確認する目的で行った公募である。</p>
<p>② 本事案を一般競争入札ではなく、公募とした理由を説明されたい。</p>	<p>本事案は既にあるシステムの移行役務であり、移行対象システムには本院独自のシステムが含まれているため、現行事業者しか履行できないと判断していた。しかし、技術的に汎用性のある業務は、特命随契と判断する前に、真に現行事業者しか請け負うことができないのかを確認し、より競争性のあるものにしたいと考えて公募を実施している。 公募の結果、履行能力のある事業者がいたときは、一般競争入札の手續に移行することを想定していた。</p>
<p>③ ほぼ特命随契となり得るという判断がありつつも、他者が参入する余地があるのではないかという場合に実施する手法という理解でよろしいか。</p>	<p>そのとおりである。</p>
<p>④ 公募に応募があったときは、履行能力があるか否かはどのように審査することを</p>	<p>公募公告において本事案の基礎となる要件を示している。応募する事業者には、履行</p>

<p>考えていたのか。</p>	<p>実績及びその技術を有している配置予定者氏名等を文書で提出させることとしている。本院が求めている要件を満たしているか書面で審査を行った後に、必要であればヒアリングを行って実績や能力を個別具体的に確認した上で判断することを考えていた。</p>
-----------------	--